2014年(平成26年)2月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年1月27日付けで諮問(第632号)された藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。 以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外 のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当で あると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由,目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、本市の16か所の有料自転車等駐車場については公益財団法

人藤沢市まちづくり協会を指定管理者として指定し,一括して管理運営を行っている。これまでの有料自転車等駐車場のうち防犯カメラを設置している施設についてはすでに諮問を行い,個人情報を本人以外のものから収集する必要性,コンピュータ処理を行う必要性,目的外に提供する必要性,本人以外のものから収集すること,目的外に提供することに伴う本人通知の省略及び自転車窃盗における刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会の包括的取扱等について承認を得ている。

今般,藤沢駅北口に(仮称)藤沢駅北口第2自転車等駐車場(以下新駐輪場)を新設し防犯カメラを設置するため,自転車の盗難についての個人情報について,他の防犯カメラ設置施設と同様の取扱を行いたく,今回の諮問に至ったものである。

また,新駐輪場の供用開始については2015年4月1日を予定しており,防犯カメラの設置についても同日からの供用開始を予定している。新駐輪場については,既に指定管理している施設と同様の管理を行うため,現在の指定管理者を候補者として選定する予定である。

従って、本件の諮問については、新駐輪場の指定管理者が指定されていないため、市長が実施機関として諮問するものである。また、現指定管理者による管理を予定していることから、現指定管理者である公益財団法人藤沢市まちづくり協会が指定管理者として指定を受けた場合において次のとおり個人情報の取り扱いを行うものである。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて
 - ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性 防犯カメラの画像データを収集する目的は,自転車等の盗難等 の犯罪を防止するために行うものであり,本人の同意を得て収 集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから, 本人以外のものから個人情報を収集するものである。
 - イ 本人以外のものから収集する個人情報 防犯カメラ画像データ
- (3) コンピュータ処理について
 - ア コンピュータ処理をする必要性

ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず必要な部分の画像の取出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用するものである。

- イ コンピュータ処理をする個人情報の項目 自転車等駐車場に出入りする者の画像
- ウ 安全対策及び日常的な処理体制 安全対策としては,録画機器は管理事務所内の施錠ができる収納ボックスに格納するとともに収納ボックスを固定し,持ち出しを防止する。また,収納ボックスの前面部分に強化ガラスを採用し,収納ボックスを開閉することなくモニターを確認する

ことができるようにする。収納ボックスの鍵については,湘南 台駅地下自転車管理事務所内の鍵のかかるキーボックス内で管 理し,防犯カメラ責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外の持ち 出しを防止する。

保存した画像については,新駐輪場の指定管理者に対して藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと,他の施設と同様に「防犯カメラ運用基準」(資料4)に基づき管理を行うよう指導する。

なお,画像は2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

- (4) 目的外に提供する必要性について
 - ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については,これまでに承認を受けている他の自転車等駐車場と同様に,自転車の窃盗に限り目的外提供を行うことができるものとする包括的な取り扱いをする必要性があると判断したものである。なお,画像の提供記録については,5年間保存する。
 - イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ(必要最低限の時間に限る)

また,目的外提供についても,他の施設と同様に「市営有料 自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて,犯罪 捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基 づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」(資料 5)に基づく運用を行うよう指導する。

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供すること に伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は,防犯カメラ画像データであり,また,当該画像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため,個人を特定することは事実上困難であることから,通知の送付先が特定できない。また,仮に本人が特定された場合は,当該事件に関与している可能性があるため,本人通知をすると当該捜査に支障が生じるおそれがある。

以上のことから,本件にかかわる本人通知を省略するものである。

なお,防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨の 表示をし,周知を図る。

- (6) 実施時期(予定年月日) 本人以外のものから収集する個人情報 2015年4月1日 コンピュータ処理 2015年4月1日
- (7) 提出書類

- ア 資料 1防犯カメラの機種
 - (現在機種選定中であるため,別紙防犯カメラ機種と同等機種 を設置予定)
- イ 資料 2 録画機器設置箇所
- ウ 資料3 防犯カメラ設置箇所
- エ 資料4 防犯カメラ運用基準
- オ 資料 5 市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像 データについて,防犯捜査のために捜査機関から刑事訴訟法 第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱に関す るガイドライン
- カ 資料 6 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は,次に述べる理由により,審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、自転車等の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると,個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、施設内で発生した自転車の窃盗の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、当該事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当該事件の捜査に係る防犯カメラ画像データの目的外提供については、当審議会に諮問の手続きを経ることなく、ガイドラインに基づき、管理責任者が必要性を審査し、相当と認める場合のみ、目的外提供ができるという包括的な取扱いをする必要があるとしている。

以上のことから判断すると,目的外に提供する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では,本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に 提供する個人情報は,防犯カメラ画像データであり,当該画像データ 上に記録された個人を特定できる情報はないため,個人を特定するこ とは事実上困難であることから,通知の送付先が特定できないとして いる。

なお,防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨の表示をし,周知を図る,と実施機関から口頭による説明があった。

以上のことから判断すると,個人情報を本人以外のものから収集す

ることに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では,防犯カメラの画像の保存にあたり,ハードディスクはビデオテープに比べ画像の蓄積容量も多く,長期的な使用においても画像が劣化せず,必要な部分の画像の取り出しも容易であることから,ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると , コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じるとしている。

- (ア) 録画機器は管理事務所内の施錠ができる収納ボックスに格納するとともに収納ボックスを固定し、持ち出しを防止する。また、収納ボックスの前面部分に強化ガラスを採用し、収納ボックスを開閉することなくモニターを確認することができるようにする。収納ボックスの鍵については、湘南台駅地下自転車管理事務所内の鍵のかかるキーボックス内で管理し、防犯カメラ責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外の持ち出しを防止する。
- (1) 保存した画像については,新駐輪場の指定管理者に対して藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと,他の施設と同様に「防犯カメラ運用基準」に基づき管理を行うよう指導する。
- (ウ) 画像は2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。 以上のことから判断すると,安全対策上の措置が施されていると 認められる。

以上に述べたところにより,コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(5) 条件

実施機関は,指定された当該施設の指定管理者に対して,諮問内容どおりに,当該施設の防犯カメラ設置に係る指導をすることを条件とする。

以 上